

**面接指導の結果の記録**

法律第 66 条の 10 で、事業者は面接指導結果の記録義務があり、省令第 52 条の 18 で以下の項目を作成して 5 年間保存しなければならない。

省令第 52 条の 18

- ①実施年月日
- ②当該労働者氏名
- ③面接指導を行った医師の氏名
- ④法律第 66 条の 10 第 5 項規程による医師の意見
- ※就業区分（ア）及びその内容（イ）に関する医師の判断
- ⑤当該労働者の勤務状況
- ⑥当該労働者の心理的な負担の状況 省令第 52 条の 17
- ⑦その他の当該労働者の心身の状況

▶（ア）下表に基づく就業区分及びその内容に関する医師の判断

就業区分		就業上の措置の内容
区分	内容	
通常勤務	通常の勤務でよいもの	
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	メンタルヘルス不調を未然に防止するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少又は昼間勤務への転換等の措置を講じる。
要休養	勤務を休む必要のあるもの	療養等のため、休暇又は退職等により一定期間勤務させない措置を講じる。

（イ）必要に応じ、職場環境の改善に関する意見

通達では、面接指導結果は診断名、検査値、具体的な愁訴の内容等の生データや詳細な医学情報を記載すべきものではない事。及び、面接指導結果記録は、上記①～⑦の事項が記載されたものであれば、医師からの報告をそのまま保存することで足りる。